

平成 20年 6 月 10日

株 主 各 位

神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 藪 本 信 裕

第 9 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第 9 期定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 20年 6 月 26日午後 5 時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 20年 6 月 27日 (金曜日) 午前 10時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号
当行本店 9 階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第 9 期 (平成 19年 4 月 1 日から
平成 20年 3 月 31日 まで) 事業報告及び
計算書類の内容報告の件
- (2) 第 9 期 (平成 19年 4 月 1 日から
平成 20年 3 月 31日 まで) 連結計算書類
の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 2 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ ( <http://www.minatobk.co.jp> ) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 第9期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### 【金融経済環境】

平成19年度の兵庫県経済は、輸出が増加を続け、企業の景況感是全国平均比良好に推移し、設備投資も拡大基調を保ちました。そうした中、鉱工業生産や個人消費が堅調に推移した一方で、住宅投資が全国同様大幅に減少したほか、雇用情勢の改善に足踏みが見られました。

##### 【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは経営基盤の強化と収益力の向上を図るべく、中期経営計画「チャレンジ21」の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の増加等により資金運用収益が増加したこと等から、前年度比59億円増加の816億円となりました。一方で預金利息が増加したことに加え、一般貸倒引当金が取崩から繰入に転じた結果、経常利益は前年度比34億円減少し、87億円となりました。

また、当期純利益は、前年度比12億円減少し、57億円となりました。

##### 〔当行の事業の経過及び成果〕

##### ・預 金

日本銀行の政策金利上げや米国のサブプライムローン問題等による株式市況低迷の影響等もあり、投資信託等の資産運用商品から定期預金等への回帰が見られ、前期末比585億円増加し、当期末残高は2兆5,557億円となりました。

- ・貸 出 金

企業向け貸出は企業業績の回復等を背景に増加し、また住宅ローンも順調に増加したこと等から、貸出金全体では前期末比 567億円増加し、当期末残高は 2 兆 2,363億円となりました。

- ・有 価 証 券

前期末比 158億円減少し、当期末残高は 3,839億円となりました。

- ・総 資 産

前期末比 600億円増加し、当期末残高は 2 兆 7,946億円となりました。

- ・内国為替取扱高

期中 256億円減少し、1兆 4,490億円となりました。

- ・外国為替取扱高

期中 3 億 6百万ドル増加し、18億 1百万ドルとなりました。

- ・損 益 状 況

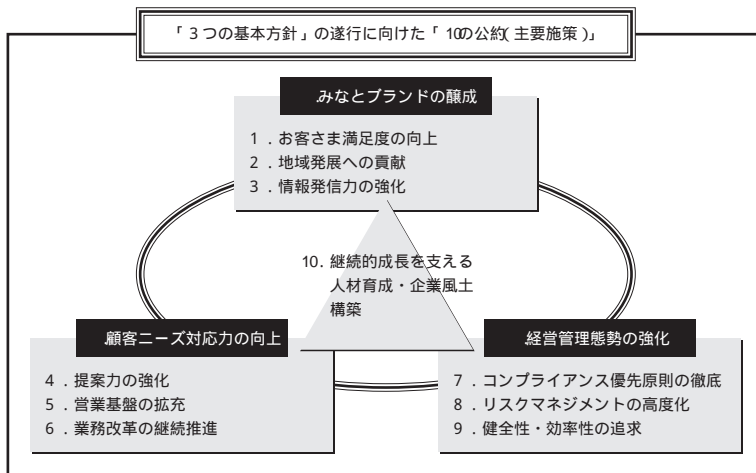
貸出金利息は利回りの上昇に加え、住宅ローンをはじめとする残高の順調な伸びにより前期比 49億円の増加となりました。また、役務取引等収益は前期比 9 億円減少したものの、国債、株式等の売却益の増加もあり、経常収益は前期比 58億円増加となりました。

一方、経常費用は利回りの上昇により預金利息が前期比 33億円増加したこと及び大口先を中心とした債務者区分の劣化により貸倒引当金繰入額が前期比 68億円増加したことから前期比 89億円増加しました。

その結果、経常利益は前期比 30億円減少し 73億円、また当期純利益は前期比 13億円減少し 42億円となりました。

## 【企業集団の対処すべき課題】

当行グループは、今年度より「**みなとブランドの醸成**、**顧客ニーズ対応力の向上**、**経営管理態勢の強化**」の3つを基本方針とする新しい中期経営計画「MINATO 10（テン）」～Next Stageに向けて～（平成20年度～平成22年度）をスタートさせました。この3年間で「お客さま」「地域」「株主の皆さま」「従業員」から、真に「信頼される地域のコアバンク」を具現化するための礎を築く期間と位置付け、その遂行に向けた「10の公約（主要施策）」を掲げました。



金融機関を取り巻く経営環境は、規制緩和による他業界からの金融サービスへの参入を始め、近隣他行との競争激化等、より一層厳しさを増しておりますが、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

なお、当行では、9月に判明した社会福祉法人への融資案件に係る問題や10月に発覚した元職員による業務上横領事件を重く受け止め、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するなど、コンプライアンス優先原則の徹底や再発防止策を全役職員一丸となって推し進め、信頼回復に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|              | 平成 16年度 | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 連結 経 常 収 益   | 728     | 797     | 757     | 816     |
| 連結 経 常 利 益   | 101     | 117     | 121     | 87      |
| 連結 当 期 純 利 益 | 40      | 55      | 69      | 57      |
| 連結 純 資 産 額   | 855     | 872     | 1,000   | 998     |
| 連結 総 資 産     | 27,335  | 27,429  | 27,497  | 28,102  |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                       | 平成 16年度       | 平成 17年度       | 平成 18年度       | 平成 19年度       |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金                   | 25,176        | 25,014        | 24,972        | 25,557        |
| 定期性預金                 | 11,356        | 10,318        | 10,078        | 10,661        |
| その他                   | 13,820        | 14,695        | 14,894        | 14,896        |
| 社 債<br>(長期信用銀行債等を除く。) | -             | -             | 50            | 50            |
| 貸 出 金                 | 20,614        | 21,166        | 21,796        | 22,363        |
| 個人向け                  | 6,506         | 6,477         | 6,507         | 6,501         |
| 中小企業向け                | 11,246        | 11,449        | 12,051        | 12,252        |
| その他                   | 2,860         | 3,238         | 3,237         | 3,609         |
| 商品有価証券                | 2             | 3             | 7             | 4             |
| 有 価 証 券               | 5,030         | 4,041         | 3,997         | 3,839         |
| 国 債                   | 2,494         | 1,853         | 2,381         | 1,302         |
| その他                   | 2,536         | 2,187         | 1,615         | 2,536         |
| 総 資 産                 | 27,209        | 27,307        | 27,346        | 27,946        |
| 内国為替取扱高               | 114,001       | 113,647       | 114,746       | 114,490       |
| 外国為替取扱高               | 百万ドル<br>1,453 | 百万ドル<br>1,274 | 百万ドル<br>1,450 | 百万ドル<br>1,811 |
| 経 常 利 益               | 百万円<br>8,118  | 百万円<br>9,614  | 百万円<br>10,368 | 百万円<br>7,342  |
| 当 期 純 利 益             | 百万円<br>3,310  | 百万円<br>4,744  | 百万円<br>5,577  | 百万円<br>4,229  |
| 株当たりの当期純利益            | 8円 6銭         | 12円 40銭       | 14円 25銭       | 10円 30銭       |

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ．企業集団における使用人数

|      | 当 年 度 末 |      |       | 前 年 度 末 |      |       |
|------|---------|------|-------|---------|------|-------|
|      | 銀行業     | リース業 | その他事業 | 銀行業     | リース業 | その他事業 |
| 使用人数 | 2,185人  | 14人  | 90人   | 2,103人  | 17人  | 84人   |

注 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

#### ロ．当行の使用人数

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 1,879人  | 1,795人  |
| 平 均 年 齢     | 4年 4 月  | 4年 3 月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 15年 6 月 | 15年 9 月 |
| 平 均 年 間 給 与 | 6,091千円 | 6,191千円 |

注 1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ．企業集団の主要な営業所

##### 銀行業

##### 株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、伊丹支店、尼崎支店、西宮支店、住吉支店、水道筋支店、三宮支店、兵庫支店、大橋支店、明石支店、三木支店、加古川支店、姫路支店、洲本支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

海 外：上海駐在員事務所

みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなとモーゲージサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなと保証株式会社 (本社：神戸市)

##### リース業

みなとリース株式会社 (本社：神戸市)



その他事業

株式会社みなとカード

(本社：神戸市)

みなとシステム株式会社

(本社：神戸市)

みなとキャピタル株式会社

(本社：神戸市)

□．当行の営業所の状況  
営業所数の推移

|       | 当 年 度 末              | 前 年 度 末              |
|-------|----------------------|----------------------|
| 兵 庫 県 | 店 うち出張所<br>104 ( 8 ) | 店 うち出張所<br>103 ( 7 ) |
| 大 阪 府 | 4 ( 1 )              | 4 ( 1 )              |
| 東 京 都 | 1 ( - )              | 1 ( - )              |
| 合 計   | 109 ( 9 )            | 108 ( 8 )            |

注 1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を 10か所（前年度末 10か所）設置しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を 1 か所設置しております。

当年度新設営業所

| 営 業 所 名                | 所 在 地                        |
|------------------------|------------------------------|
| 海岸通支店                  | 神戸市西区竹の台 6 丁目 2 番地           |
| 本店営業部<br>塚口住宅ローンプラザ出張所 | 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 2 - 3 1 4 号 |

注 1. 当年度において、店舗外現金自動設備として、兵庫支店水木通出張所を新設いたしました。

2. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、洲本支店ジャスコ洲本店出張所を廃止いたしました。

3. 当年度において、湊川支店を廃止いたしました。

4. 当年度において、上海駐在員事務所を開設いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額 (単位：百万円)

| 事業セグメント | 金額    |
|---------|-------|
| 銀行業     | 1,927 |
| リース業    | -     |
| その他事業   | 5     |
| 合計      | 1,932 |

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内容        | 金額  |
|---------|-----------|-----|
| 銀行業     | 大阪支店 内装工事 | 176 |
|         | 洲本支店 新築工事 | 348 |

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

| 会社名                 | 所在地               | 主要業務内容                 | 設立年月日      | 資本金              | 親会社が有する<br>当行の<br>議決権比率 |
|---------------------|-------------------|------------------------|------------|------------------|-------------------------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 傘下子会社の経営管理並びにそれに付帯する業務 | 平成14年12月2日 | 1,420,877<br>百万円 | -<br>(46.34%)           |
| 株式会社三井住友銀行          | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 銀行業務                   | 平成8年6月6日   | 664,986<br>百万円   | 45.10%<br>(1.23%)       |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 議決権比率欄の( )内は親会社による間接議決権比率であります。

ロ．子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は 8 社 5 組合であり、その概況は次のとおりであります。

| 会社名                                     | 所在地                                                                                         | 主要業務内容           | 設立年月日            | 資本金      | 当行が有する子会社等の議決権比率     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|----------|----------------------|
| みなとビジネスサービス株式会社                         | 神戸市中央区伊藤町 10 番地の 1                                                                          | 事務処理代行業務他        | 昭和 57 年 9 月 24 日 | 200 万円   | 100.00%              |
| みなとモーゲージサービス株式会社                        | 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号                                                                      | 不動産調査業務          | 平成元年 7 月 17 日    | 300 万円   | 100.00%              |
| みなと保証株式会社                               | 神戸市中央区伊藤町 10 番地の 1                                                                          | 信用保証業務           | 昭和 58 年 5 月 26 日 | 1,780 万円 | 100.00%              |
| みなとリース株式会社                              | 神戸市中央区伊藤町 10 番地の 1                                                                          | リース業務、ファクタリング業務他 | 昭和 59 年 6 月 21 日 | 300 万円   | 5.00%<br>( 56.00% )  |
| 株式会社みなとカード                              | 神戸市中央区伊藤町 10 番地の 1                                                                          | クレジットカード業務他      | 平成 2 年 7 月 11 日  | 350 万円   | 5.00%<br>( 91.89% )  |
| みなとシステム株式会社                             | 神戸市中央区伊藤町 10 番地                                                                             | コンピュータ関連業務他      | 平成 1 年 3 月 24 日  | 500 万円   | 5.00%<br>( 95.00% )  |
| みなとキャピタル株式会社                            | 神戸市中央区伊藤町 10 番地の 1                                                                          | ベンチャーキャピタル業務他    | 平成 12 年 6 月 23 日 | 150 万円   | 30.00%<br>( 70.00% ) |
| Minato Preferred Capital Cayman Limited | P.O Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 証券業務             | 平成 19 年 9 月 6 日  | 0 万円     | 100.00%              |
| その他投資事業有限責任組合 5 組合                      |                                                                                             |                  |                  |          |                      |

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 議決権比率欄の ( ) 内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。  
 3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第 2 条 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2 に基づいております。  
 4. みなとベンチャー育成一号投資事業有限責任組合は、その存続期間の満了により当期中に解散しております。  
 5. 株式会社みなと地所は、当行により吸収合併され当期中に解散しております。

( 重要な業務提携の概況 )

1. 第二地銀協地銀 45 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 S C S）を行っております。
2. 第二地銀協地銀 45 行、都市銀行 6 行、信託銀行 4 行、地方銀行 64 行、信用金庫 28 金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合 142 組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連 882（農林中金、信連を含む）、労働金庫 1 金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 第二地銀協地銀 45 行の提携により、I S D N 回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称 S D S）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、C A F I S 接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れ及び相互送金のサービスを行っております。
5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱（時間外手数料を除く））及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い（両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱）を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、C A F I S 接続方式で同行の現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 M I C S）を行っております。

( 7 ) 事業譲渡等の状況

| 事業譲渡等の日付         | 事業譲渡等の状況                                                            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 平成 20 年 2 月 29 日 | 当行と当行の完全子会社である株式会社みなと地所は、当行を存続会社とする吸収合併方式により合併し、株式会社みなと地所は解散しております。 |

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

( 年度末現在 )

| 氏 名             | 地 位               | 担 当                          | 重要な兼職                                   |
|-----------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 藪 本 信 裕         | 取締役頭取<br>(代表取締役)  | 監査部担当                        | 神戸商工会館株式会社監査役(非常勤)                      |
| 尾 野 俊 二         | 取締役副頭取<br>(代表取締役) | CS部・営業推進部・法人部・個人ローン部・証券国際部担当 |                                         |
| 竹 内 健 二         | 専務取締役<br>(代表取締役)  | リスク統括部・事務部・システム部担当           | 畿内総合信用保証株式会社取締役(非常勤)                    |
| 永 原 修 二         | 常務取締役             | 審査企画部・審査第一部・審査第二部・審査管理部担当    |                                         |
| 藤 原 博           | 常務取締役             | 人事部長、コンプライアンス統括部・総務部担当       |                                         |
| 今 西 昭 文         | 常務取締役             | 企画部長                         |                                         |
| 太 田 敏 郎         | 取締役<br>(社外)       |                              | 株式会社ノーリツ名誉会長<br>神戸空港ターミナル株式会社取締役会長(非常勤) |
| 山 井 武 雄         | 常勤監査役             |                              |                                         |
| 庵 原 敬 吾         | 常勤監査役             |                              |                                         |
| 岡 田 信 吾         | 監査役<br>(社外)       |                              | 星光ビル管理株式会社代表取締役社長 南海電気鉄道株式会社監査役(非常勤)    |
| 津 田 貞 之         | 監査役<br>(社外)       |                              | 財団法人兵庫県国際交流協会顧問                         |
| 細 目 正 璋         | 監査役<br>(社外)       |                              |                                         |
| ( 当年度中に退任した役員 ) |                   |                              |                                         |
| 本 西 貞 光         | 常勤監査役             | 平成 19年 6 月 28日 辞任            |                                         |

注 1. 上表 印の取締役及び監査役は、平成 19年 6 月 28日開催の第 8 期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

2. 当年度中に退任した役員 の 地位は退任時のものであります。

3. 上表 印の取締役は、執行役員を兼務しております。

4. 平成 20年 4 月 1 日付で本部組織の改正を行い、上表の営業推進部、法人部、証券国際部は、営業統括部、法人業務部、資産運用サポート部、市場金融部、証券国際事務部となっております。

(参考) 当行は、平成 12年 6月 29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏 名     | 地 位  | 担 当                   |
|---------|------|-----------------------|
| 吉 田 晃   | 執行役員 | システム部長兼みなとビジネスサービス株出向 |
| 吉 田 博 己 | 執行役員 | 個人ローン部長               |
| 正 木 誠 司 | 執行役員 | 審査第一部長                |
| 丸 尾 秀 樹 | 執行役員 | 監査部長                  |
| 今 橋 正 隆 | 執行役員 | 営業推進部長                |
| 森 薫     | 執行役員 | 証券国際部長                |
| 井 上 嗣 朗 | 執行役員 | 梅田支店長                 |
| 後 藤 盛 次 | 執行役員 | 本店営業部長兼本店営業部営業第一部長    |
| 原 一 馬   | 執行役員 | 東京支店長兼企画部東京事務所長       |
| 白 玖 彰 宏 | 執行役員 | 加古川支店長                |
| 小 原 泰 樹 | 執行役員 | 総務部長                  |
| 菱 田 信 之 | 執行役員 | 審査企画部長                |
| 須 方 輝   | 執行役員 | 姫路支店長                 |
| 水 嶋 輝 雄 | 執行役員 | 大阪支店長兼大阪支店営業第一部長      |

注 平成 20年 4月 1日付で、執行役員吉田晃はシステム部長兼みなとビジネス株出向からシステム部長に、執行役員今橋正隆は営業推進部長から営業統括部長兼資産運用サポート部長に、執行役員森薫は証券国際部長から市場金融部長に変更となっております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

| 区 分   | 報 酬 等  |
|-------|--------|
| 取 締 役 | 159百万円 |
| 監 査 役 | 39百万円  |
| 計     | 198百万円 |

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 取締役の報酬限度額は平成 12年 6月 29日開催の定時株主総会において、報酬月額 22百万円以内と定めております。  
 3. 監査役の報酬限度額は平成 10年 12月 22日開催の臨時株主総会において、報酬月額 6百万円以内と定めております。  
 4. 上記報酬等の額には役員退職慰労引当金として費用処理した額（取締役 42百万円、監査役 6百万円）を含んでおります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼任その他の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 兼 任 そ の 他 の 状 況                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 太 田 敏 郎 | 株式会社ノーリツ 名誉会長<br>神戸空港ターミナル株式会社 取締役会長（非常勤） |
| 岡 田 信 吾 | 星光ビル管理株式会社 代表取締役社長<br>南海電気鉄道株式会社 監査役（非常勤） |
| 津 田 貞 之 | 財団法人兵庫県国際交流協会 顧問                          |
| 細 目 正 璋 |                                           |

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名    | 在任期間              | 取締役会等への出席状況                                                                            | 取締役会等における発言<br>その他の活動状況                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太田 敏郎 | 平成11年4月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会13回<br>中、1回出席し<br>ております。                                               | 取締役会において、企業経営に長年携<br>わった経験と見識に基づき、ガバナン<br>スに関することから経営全般に至るまで<br>幅広い事項について、必要に応じ発言<br>を行っております。                                                                                                                                |
| 岡田 信吾 | 平成14年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会13回<br>中、9回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会15回<br>中、1回出席し<br>ております。   | 取締役会及び監査役会において、他社<br>の代表取締役としての経験と見識に基<br>づき、必要に応じて発言を行っており<br>ます。また社会福祉法人への融資案件<br>に係る問題や元職員による業務上横領<br>事件を受け、監査役会において、規<br>程・ルールの厳正な運用の必要性を指<br>摘するとともに、他の監査役と共同し<br>て、取締役会に再発防止策のための提<br>言を行うなど、内部管理態勢強化に資<br>する活動を行っています。 |
| 津田 貞之 | 平成15年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会13回<br>中、13回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会15回<br>中、15回出席し<br>ております。 | 取締役会及び監査役会において、行政<br>に携わった経験と見識に基づき、必要<br>に応じて発言を行っております。また<br>社会福祉法人への融資案件に係る問題<br>や元職員による業務上横領事件を受け<br>、監査役会において、規程・ルールの<br>厳正な運用の必要性を指摘するととも<br>に、他の監査役と共同して、取締役会<br>に再発防止策のための提言を行うなど<br>、内部管理態勢強化に資する活動を行<br>っています。      |
| 細目 正璋 | 平成16年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会13回<br>中、13回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会15回<br>中、15回出席し<br>ております。 | 取締役会及び監査役会において、行政<br>に携わった経験と見識に基づき、必要<br>に応じて発言を行っております。また<br>社会福祉法人への融資案件に係る問題<br>や元職員による業務上横領事件を受け<br>、監査役会において、規程・ルールの<br>厳正な運用の必要性を指摘するととも<br>に、他の監査役と共同して、取締役会<br>に再発防止策のための提言を行うなど<br>、内部管理態勢強化に資する活動を行<br>っています。      |

## (3) 責任限定契約

| 氏名    | 責任限定契約の内容の概要                                                                           |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 太田 敏郎 | <p>当行と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく、賠償の限度額は報酬等の2年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。</p> |
| 岡田 信吾 |                                                                                        |
| 津田 貞之 |                                                                                        |
| 細目 正璋 |                                                                                        |



#### (4) 社外役員に対する報酬等

|        | 銀行から受けている報酬等 |
|--------|--------------|
| 報酬等の合計 | 13百万円        |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等の額には役員退職慰労引当金として費用処理した額(取締役(百万円、監査役(百万円)を含んでおります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

|           |      |           |
|-----------|------|-----------|
| 発行する株式の総数 | 普通株式 | 900,000千株 |
|           | 優先株式 | 100,000千株 |
| 発行済株式の総数  | 普通株式 | 410,940千株 |

##### (2) 当年度末株主数

10,479名

##### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況  |        |
|------------|-----------|--------|
|            | 持株数等      | 持株比率   |
| 株式会社三井住友銀行 | 184,828千株 | 44.97% |

注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(持株比率40.27%)を含んでおります。

なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 名 称     | 指定社員          | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他                                            |
|---------|---------------|--------------|--------------------------------------------------|
| あずさ監査法人 | 中谷 紀之<br>芝野 稔 | 52百万円        | 左記の報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する報酬14百万円を含んでおります。 |

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は65百万円であります。

### (2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

当行は、平成 18年 5月 22日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしました。

### (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・ガイド等を制定し、役職員がこれを遵守する。

当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ規範及び情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。

担当役員、各リスク管理の担当部署及び企画部は、上記において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について  
当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を策定する。  
当行グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。  
当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。  
必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立について  
監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を置く。  
監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (7) 役職員が監査役に報告をするための体制等に係る事項について  
役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。  
役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
- (8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について  
内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。  
代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。



## 第9期 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

|   | 科 目                 | 金      | 額      |
|---|---------------------|--------|--------|
| 経 | 常 収 益               |        | 73,587 |
| 資 | 金 運 用 収 益           | 54,203 |        |
|   | 貸 出 金 利 息           | 49,741 |        |
|   | 有 価 証 券 利 息 配 当 金   | 3,528  |        |
|   | コ ー ル ロ ー ン 利 息     | 191    |        |
|   | 買 現 先 利 息           | 280    |        |
|   | 債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息 | 49     |        |
|   | 買 入 手 形 利 息         | 0      |        |
|   | 預 け 金 利 息           | 1      |        |
|   | そ の 他 の 受 入 利 息     | 409    |        |
| 役 | 務 取 引 等 収 益         | 13,163 |        |
|   | 受 入 為 替 手 数 料       | 3,417  |        |
|   | そ の 他 の 役 務 収 益     | 9,745  |        |
| そ | の 他 業 務 収 益         | 2,388  |        |
|   | 外 国 為 替 売 買 益       | 1,003  |        |
|   | 商 品 有 価 証 券 売 買 益   | 23     |        |
|   | 国 債 等 債 券 売 却 益     | 1,362  |        |
|   | そ の 他 の 業 務 収 益     | 0      |        |
| そ | の 他 経 常 収 益         | 3,831  |        |
|   | 株 式 等 売 却 益         | 1,747  |        |
|   | そ の 他 の 経 常 収 益     | 2,084  |        |
| 経 | 常 費 用               |        | 66,244 |
| 資 | 金 調 達 費 用           | 8,288  |        |
|   | 預 金 利 息             | 6,259  |        |
|   | 譲 渡 性 預 金 利 息       | 232    |        |
|   | 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 | 1      |        |
|   | 借 用 金 利 息           | 1,489  |        |
|   | 社 債 利 息             | 125    |        |
|   | 金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 | 177    |        |
|   | そ の 他 の 支 払 利 息     | 1      |        |
| 役 | 務 取 引 等 費 用         | 3,533  |        |
|   | 支 払 為 替 手 数 料       | 682    |        |
|   | そ の 他 の 役 務 費 用     | 2,851  |        |
| そ | の 他 業 務 費 用         | 2,240  |        |
|   | 国 債 等 債 券 売 却 損     | 909    |        |
|   | 国 債 等 債 券 償 還 損     | 236    |        |
|   | 金 融 派 生 商 品 費 用     | 1,095  |        |
| 営 | 業 経 費 費 用           | 33,406 |        |
| そ | の 他 経 常 費 用         | 18,775 |        |
|   | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 16,885 |        |
|   | 貸 出 金 償 却           | 1      |        |
|   | 株 式 等 売 却 損         | 746    |        |
|   | 株 式 等 償 却           | 502    |        |
|   | そ の 他 の 経 常 費 用     | 640    |        |
| 経 | 常 利 益               |        | 7,342  |

| 科 目                   | 金          | 額            |
|-----------------------|------------|--------------|
| 特 別 利 益               |            | 500          |
| 償 却 債 権 取 立 益         | 22         |              |
| そ の 他 の 特 別 利 益       | <u>478</u> |              |
| 特 別 損 失               |            | 873          |
| 固 定 資 産 処 分 損 失       | 192        |              |
| そ の 他 の 特 別 損 失       | <u>681</u> |              |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |            | <u>6,969</u> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |            | 1,440        |
| 法 人 税 等 調 整 額         |            | <u>1,299</u> |
| 当 期 純 利 益             |            | <u>4,229</u> |

## 第9期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位: 百万円)

|                        | 株 主 資 本 |        |          |         |       |          |         |        |      |        |
|------------------------|---------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|--------|------|--------|
|                        | 資本金     | 資本剰余金  |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |         |        | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                        |         | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |        |      |        |
|                        |         |        |          |         | 別途積立金 | 繰越利益剰余金  |         |        |      |        |
| 前事業年度末残高               | 27,484  | 27,430 | 22,053   | 49,483  | -     | 2,325    | 16,379  | 18,704 | 108  | 95,563 |
| 当事業年度変動額               |         |        |          |         |       |          |         |        |      |        |
| 剰余金の配当                 | -       | -      | -        | -       | 53    | -        | 1,695   | 1,642  | -    | 1,642  |
| 当期純利益                  | -       | -      | -        | -       | -     | -        | 4,229   | 4,229  | -    | 4,229  |
| 自己株式の取得                | -       | -      | -        | -       | -     | -        | -       | -      | 6    | 6      |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額) | -       | -      | -        | -       | -     | -        | -       | -      | -    | -      |
| 当事業年度変動額合計             | -       | -      | -        | -       | 53    | -        | 2,534   | 2,587  | 6    | 2,581  |
| 当事業年度末残高               | 27,484  | 27,430 | 22,053   | 49,483  | 53    | 2,325    | 18,913  | 21,291 | 114  | 98,144 |

|                        | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計  |
|------------------------|--------------|---------|------------|--------|
|                        | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 前事業年度末残高               | 3,828        | 320     | 3,508      | 99,071 |
| 当事業年度変動額               |              |         |            |        |
| 剰余金の配当                 | -            | -       | -          | 1,642  |
| 当期純利益                  | -            | -       | -          | 4,229  |
| 自己株式の取得                | -            | -       | -          | 6      |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額) | 4,296        | 269     | 4,027      | 4,027  |
| 当事業年度変動額合計             | 4,296        | 269     | 4,027      | 1,445  |
| 当事業年度末残高               | 467          | 50      | 518        | 97,625 |



記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 8年～50年 |
| 動 | 産 | 2年～20年 |

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ500万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ300万円減少しております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大き

いと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,73百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理                  |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理 |

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しておりません。

### 会計方針の変更

#### （預金払戻引当金）

従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第24条平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当期から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は3百万円増加し、税引前当期純利益は650百万円減少しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(親会社株式を除く) 4,350百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,549百万円、延滞債権額は39,453百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第9号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は300百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,067百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,370百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は53,570百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、23,323百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 35,076百万円  
預け金 0百万円  
その他資産 92百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 4,812百万円  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,615百万円及びその他資産(手形交換所保証金)5百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は4,008百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,162百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が456,222百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- |                                                                           |           |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額                                                        | 17,412百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳                                                           | 8百万円      |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。        |           |
| 13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。                         |           |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,26百万円であります。 |           |
| 15. 1株当たりの純資産額 23円 8銭                                                     |           |
| 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。      |           |
| 17. 関係会社に対する金銭債権総額                                                        | 12,682百万円 |
| 18. 関係会社に対する金銭債務総額                                                        | 39,768百万円 |

（損益計算書関係）

- |                                                                                           |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引による収益                                                                          |          |
| 資金運用取引に係る収益総額                                                                             | 415百万円   |
| 役務取引等に係る収益総額                                                                              | 517百万円   |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額                                                                      | 87百万円    |
| 関係会社との取引による費用                                                                             |          |
| 資金調達取引に係る費用総額                                                                             | 1,146百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額                                                                              | 817百万円   |
| その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額                                                                 | 4,185百万円 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 10円 3銭                                                                   |          |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。                                                   |          |
| 4. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益 1,209百万円を含んでおります。                                               |          |
| 5. 「その他の経常費用」には、債権売却損 80百万円を含んでおります。                                                      |          |
| 6. 「その他の特別利益」は、株式会社みなと地所の吸収合併に伴う当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額である抱合せ株式消滅差損と貸倒引当金戻入益を相殺した金額であります。 |          |
| 7. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額 68百万円であります。                                                     |          |

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

|      | 前事業年度末<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 自己株式 |               |                |                |               |    |
| 普通株式 | 388           | 24             | -              | 412           | 注  |
| 種類株式 | -             | -              | -              | -             |    |
| 合計   | 388           | 24             | -              | 412           |    |

注 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

|          | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 当期の損益に含まれた評価差額<br>(百万円) |
|----------|-------------------|-------------------------|
| 売買目的有価証券 | 459               | 7                       |

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

|     | 取得原価<br>(百万円) | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 評価差額<br>(百万円) | うち益<br>(百万円) | うち損<br>(百万円) |
|-----|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式  | 13,107        | 16,692            | 3,585         | 4,476        | 890          |
| 債券  | 324,769       | 320,593           | 4,176         | 353          | 4,529        |
| 国債  | 134,407       | 130,286           | 4,120         | 237          | 4,358        |
| 地方債 | 103,505       | 103,471           | 34            | 77           | 111          |
| 社債  | 86,856        | 86,834            | 21            | 37           | 59           |
| その他 | 9,625         | 9,429             | 196           | 89           | 286          |
| 合計  | 347,502       | 346,715           | 787           | 4,919        | 5,706        |

注1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、またそれ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたのものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期における減損処理額は368百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落  
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日）

|         | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 241,810      | 3,109            | 1,655            |

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成 20年 3月 31日現在）

| 内 容                  | 金額（百万円） |
|----------------------|---------|
| 子会社・子法人等株式等          | 4,350   |
| 子会社・子法人等株式           | 3,613   |
| 子法人等投資事業有限責任組合への出資持分 | 736     |
| その他有価証券              | 32,884  |
| 社債                   | 30,261  |
| 非上場株式                | 1,526   |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分    | 1,096   |

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成 20年 3月 31日現在）

|     | 1年以内<br>（百万円） | 1年超5年以内<br>（百万円） | 5年超10年以内<br>（百万円） | 10年超<br>（百万円） |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券  | 224,833       | 62,092           | 22,159            | 41,618        |
| 国債  | 58,030        | 10,026           | 20,611            | 41,618        |
| 地方債 | 76,058        | 26,940           | 472               | -             |
| 社債  | 90,744        | 25,126           | 1,075             | -             |
| その他 | 1,495         | 7,659            | 1,471             | -             |
| 合 計 | 226,328       | 69,752           | 23,631            | 41,618        |

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

|              |            |
|--------------|------------|
| 貸倒引当金        | 13,238 百万円 |
| 退職給付引当金      | 3,022 百万円  |
| 賞与引当金        | 363 百万円    |
| 未払事業税        | 145 百万円    |
| 減価償却額        | 106 百万円    |
| 有価証券償却否認額    | 1,092 百万円  |
| その他有価証券評価差額金 | 319 百万円    |
| 繰延ヘッジ損益      | 34 百万円     |
| その他          | 979 百万円    |
| 繰延税金資産小計     | 19,301 百万円 |
| 評価性引当額       | 552 百万円    |
| 繰延税金資産合計     | 18,748 百万円 |
| 繰延税金負債       |            |
| 前払年金費用       | 1,050 百万円  |
| 退職給付信託設定益    | 685 百万円    |
| 繰延税金負債合計     | 1,735 百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 17,013 百万円 |



(企業結合等関係)共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 株式会社みなと銀行

事業の内容 銀行業

被結合企業

名称 株式会社みなと地所

事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2. 実施した会計処理の概要

当行が株式会社みなと地所より受入れた資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

また、当行の財務諸表上、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額である抱合せ株式消滅差損については、貸倒引当金戻入益と相殺しております。

( 関連当事者との取引 )

| 属性       | 会社名            | 住所         | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有割合                      |    |          |
|----------|----------------|------------|----------------|-------|--------------------------------|----|----------|
| 親会社      | 株式会社<br>三井住友銀行 | 東京都千代田区    | 百万円<br>664,986 | 銀行業   | %<br>直接被所有 45.10<br>間接被所有 1.23 |    |          |
|          |                | 関係内容       |                | 取引の内容 | 取引金額                           | 科目 | 期末<br>残高 |
|          |                | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |       |                                |    |          |
| 転籍<br>5人 | 銀行<br>業務       | 財務取引       | 百万円<br>-       | 借入金   | 百万円<br>37,000                  |    |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金であります。

| 属性        | 会社名             | 住所         | 資本金            | 事業の内容     | 議決権等の所有割合                  |    |          |
|-----------|-----------------|------------|----------------|-----------|----------------------------|----|----------|
| 兄弟会社<br>等 | SMB信用保証<br>株式会社 | 東京都港区      | 百万円<br>187,720 | 信用保証業     | %<br>直接被所有 0.44<br>間接被所有 - |    |          |
|           |                 | 関係内容       |                | 取引の内容     | 取引金額                       | 科目 | 期末<br>残高 |
|           |                 | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |           |                            |    |          |
| -         | 銀行<br>業務        | 営業取引       | 百万円<br>30,000  | 譲渡性<br>預金 | 百万円<br>30,000              |    |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 営業取引の取引金額は、譲渡性預金平均残高であります。

# 連結財務諸表の作成方針

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社5組合

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社

みなとモーゲージサービス株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

Minato Preferred Capital Cayman Limited

ほか投資事業有限責任組合5組合

なお、Minato Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社みなと地所は、当行との合併により、みなとベンチャー育成一号投資事業有限責任組合は、解散により除外しております。

非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

持分法適用の関連法人等

該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

持分法非適用の関連法人等

該当ありません

## 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 5組合

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

# 連結貸借対照表

平成20年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部)       |           | (負債の部)                  |           |
| 現金預け金        | 49,025    | 預 金                     | 2,553,229 |
| コールローン及び買入手形 | 9,947     | 譲 渡 性 預 金               | 32,168    |
| 債券貸借取引支払保証金  | 39,875    | 借 用 金                   | 57,955    |
| 買入金銭債権       | 6,755     | 外 国 為 替                 | 117       |
| 商品有価証券       | 459       | 社 会 債                   | 5,000     |
| 有 価 証 券      | 380,881   | そ の 他 負 債               | 35,700    |
| 貸 出 金        | 2,232,653 | 賞 与 引 当 金               | 1,027     |
| 外 国 為 替      | 4,970     | 退 職 給 付 引 当 金           | 3,534     |
| そ の 他 資 産    | 30,697    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 290       |
| 有 形 固 定 資 産  | 41,983    | 預 金 払 戻 引 当 金           | 650       |
| 建 物          | 15,074    | 支 払 承 諾                 | 20,755    |
| 土 地          | 18,164    | 負債の部合計                  | 2,710,429 |
| 建 設 仮 勘 定    | 4         | (純資産の部)                 |           |
| その他の有形固定資産   | 8,740     | 資 本 金                   | 27,484    |
| 無 形 固 定 資 産  | 4,471     | 資 本 剰 余 金               | 49,483    |
| ソ フ ト ウ ェ ア  | 2,611     | 利 益 剰 余 金               | 22,659    |
| その他の無形固定資産   | 1,860     | 自 己 株 式                 | 114       |
| 繰 延 税 金 資 産  | 18,554    | 株 主 資 本 合 計             | 99,512    |
| 支 払 承 諾 見 返  | 20,755    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 403       |
| 貸 倒 引 当 金    | 30,749    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 50        |
|              |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | 454       |
|              |           | 少 数 株 主 持 分             | 794       |
|              |           | 純資産の部合計                 | 99,852    |
| 資 産 の 部 合 計  | 2,810,282 | 負債及び純資産の部合計             | 2,810,282 |

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金      | 額      |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 81,610 |
| 資金運用収益           | 54,952 |        |
| 貸出金利息            | 50,410 |        |
| 有価証券利息配当金        | 3,541  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 191    |        |
| 買現先利息            | 280    |        |
| 債券貸借取引受入利息       | 49     |        |
| 預け金利息            | 1      |        |
| その他の受入利息         | 477    |        |
| 役務取引等収益          | 15,095 |        |
| その他業務収益          | 7,646  |        |
| その他経常収益          | 3,915  |        |
| 経常費用             |        | 72,839 |
| 資金調達費用           | 8,288  |        |
| 預金利息             | 6,256  |        |
| 譲渡性預金利息          | 232    |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 1      |        |
| 借入金利息            | 1,489  |        |
| 社債利息             | 125    |        |
| その他の支払利息         | 182    |        |
| 役務取引等費用          | 2,989  |        |
| その他業務費用          | 6,702  |        |
| 営業経費             | 34,327 |        |
| その他経常費用          | 20,531 |        |
| 貸倒引当金繰入額         | 17,631 |        |
| その他の経常費用         | 2,899  |        |
| 経常利益             |        | 8,770  |
| 特別利益             |        | 334    |
| 固定資産処分益          | 297    |        |
| 償却債権取立益          | 37     |        |
| 特別損失             |        | 1,387  |
| 固定資産処分損失         | 706    |        |
| その他の特別損失         | 681    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |        | 7,717  |
| 法人税、住民税及び事業税     |        | 1,767  |
| 法人税等調整額          |        | 330    |
| 少数株主損失           |        | 137    |
| 当期純利益            |        | 5,757  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |        |        |      |        |
|--------------------------|---------|--------|--------|------|--------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 前連結会計年度末残高               | 27,484  | 49,483 | 18,543 | 108  | 95,402 |
| 当連結会計年度変動額               |         |        |        |      |        |
| 剰余金の配当                   | -       | -      | 1,642  | -    | 1,642  |
| 当期純利益                    | -       | -      | 5,757  | -    | 5,757  |
| 自己株式の取得                  | -       | -      | -      | 6    | 6      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | -       | -      | -      | -    | -      |
| 当連結会計年度変動額合計             | -       | -      | 4,115  | 6    | 4,109  |
| 当連結会計年度末残高               | 27,484  | 49,483 | 22,659 | 114  | 99,512 |

|                          | 評価・換算差額等             |             |                | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|----------------------|-------------|----------------|--------|---------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |         |
| 前連結会計年度末残高               | 4,014                | 320         | 3,694          | 977    | 100,073 |
| 当連結会計年度変動額               |                      |             |                |        |         |
| 剰余金の配当                   | -                    | -           | -              | -      | 1,642   |
| 当期純利益                    | -                    | -           | -              | -      | 5,757   |
| 自己株式の取得                  | -                    | -           | -              | -      | 6       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 4,417                | 269         | 4,148          | 182    | 4,330   |
| 当連結会計年度変動額合計             | 4,417                | 269         | 4,148          | 182    | 221     |
| 当連結会計年度末残高               | 403                  | 50          | 454            | 794    | 99,852  |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 8年～50年 |
| 動 | 産 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### （会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ5百万円減少しております。

#### （追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ38百万円減少しております。

#### 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る

債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 37,385百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員(執行役員含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。



(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(13) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（預金払戻引当金）

従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42条平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当連結会計年度から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は3百万円増加し、税金等調整前当期純利益は650百万円減少しております。

## 注記事項

### ( 連結貸借対照表関係 )

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,41百万円、延滞債権額は 39,85百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 300百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 17,06百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,63百万円であります。  
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。  
これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 53,57百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,32百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 35,126百万円  
預け金 0百万円  
その他資産 92百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 4,812百万円  
その他負債 50百万円  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 48,615百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は 4,013百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、486,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 474,800百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 24,429百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 8百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 30,26百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 24円2銭
15. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

（連結損益計算書関係）

1. 1株当たり当期純利益金額 14円0銭
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,881百万円及び部分直接償却取立益 1,209百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、株式等売買損 807百万円、株式等償却 653百万円、貸出金償却 524百万円及び債権売却損 326百万円を含んでおります。
5. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額 68百万円であります。
6. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

( 連結株主資本等変動計算書関係 )

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

( 単位 : 千株 )

|       | 前連結会計年度<br>末株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 410,940         | -                | -                | 410,940         |    |
| 種類株式  | -               | -                | -                | -               |    |
| 合計    | 410,940         | -                | -                | 410,940         |    |
| 自己株式  |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 388             | 24               | -                | 412             | 注  |
| 種類株式  | -               | -                | -                | -               |    |
| 合計    | 388             | 24               | -                | 412             |    |

注 増加の要因は単元未満株式の買取によるものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

| ( 決議 )               | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たりの金額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成19年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,642百万円 | 4円       | 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日 |
|                      | 種類株式  | -        | -        | -          | -          |

なお、配当原資は、利益剰余金であります。

平成20年6月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 1,642百万円

1株当たり配当額 4円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(企業結合等関係) 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 株式会社みなと銀行

事業の内容 銀行業

被結合企業

名称 株式会社みなと地所

事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2. 実施した会計処理の概要

上記合併は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しておりません。したがって、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 20年 5月 12日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 印

当監査法人は、会社法第 436条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成 19年 4 月 1 日から平成 20年 3 月 31日までの第 9 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 20年 5月 12日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 印

当監査法人は、会社法第 44 条第 4 項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容  
 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定められている体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の内部統制システムの状態を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、事業年度に係る会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算法規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り社会福祉法人への融資案件に係る問題や元職員による業務上横領事件が発生し、コンプライアンス優先原則の徹底や再発防止策を推進しておりますが、その進捗状況を引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

平成20年5月13日

株式会社 みなと銀行 監査役会

|       |    |    |   |  |
|-------|----|----|---|--|
| 常勤監査役 | 山井 | 武雄 | 印 |  |
| 常勤監査役 | 庵原 | 敬吾 | 印 |  |
| 監査役   | 岡田 | 信吾 | 印 |  |
| 監査役   | 津田 | 貞之 | 印 |  |
| 監査役   | 細目 | 正璋 | 印 |  |

(注) 監査役岡田信吾、監査役津田貞之及び監査役細目正璋は、会社法第2条第16号及び第33条第3項に定める社外監査役であります。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本とし、あわせて経営基盤の拡充強化に努め、内部留保の充実を図ってまいりますために、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項および総額  
当行普通株式1株につき金4円、総額1,642,112,092円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成20年6月30日

### 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役永原修二氏、今西昭文氏は本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当行株式<br>の数 |
|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 今西昭文<br>(昭和26年8月27日生) | 昭和5年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>平成7年6月 株式会社さくら銀行西小山支店長<br><br>平成9年1月 同行人事企画部副部長<br>平成11年10月 同行目白支店長<br>平成12年10月 同行東北法人営業部長<br>平成14年10月 株式会社三井住友銀行蒲田法人営業部長<br>平成16年4月 同行公共法人営業部長<br>平成17年6月 同行執行役員公共法人営業部長<br>平成18年5月 当行常務執行役員企画部長<br>平成18年6月 当行常務取締役兼常務執行役員企画部長<br><br>平成19年1月 当行常務取締役兼常務執行役員<br>平成19年12月 当行常務取締役兼常務執行役員企画部長<br>現在に至る | 8,000株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当行株式<br>数 |
|-------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2     | 井上 嗣朗<br>(昭和30年12月24日生) | 昭和53年4月 当行入行<br>平成6年10月 当行昆陽里支店長<br>平成8年10月 当行灘支店長<br>平成11年4月 当行水道筋支店長<br>平成12年10月 当行大阪支店営業第三部長<br>平成13年4月 当行大橋支店長<br>平成17年4月 当行梅田支店長兼梅田支店営業第一部長<br>平成17年6月 当行執行役員梅田支店長兼梅田支店営業第一部長<br>平成17年10月 当行執行役員梅田支店長<br>平成20年6月 当行常務執行役員<br>現在に至る | 6,000株            |

注1. 上記2名の取締役候補者につきましては、いずれも当行との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役細目正璋氏は本総会の終結の時をもって任期が満了となり、山井武雄氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当行株式<br>数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 今橋 正隆<br>(昭和28年9月22日生) | 昭和51年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>平成7年10月 株式会社さくら銀行住吉支店長<br>平成9年10月 同行兵庫県地域戦略室長<br>平成10年2月 同行兵庫県チャネル改革室長<br>平成11年4月 同行チャネル改革部長<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行御堂筋法人営業部長<br>平成14年10月 同行法人統括部上席推進役<br>平成15年10月 当行支店部支店第四部長<br>平成16年4月 当行営業推進部長<br>平成17年6月 当行執行役員営業推進部長<br>平成19年9月 当行執行役員営業推進部長兼法人部長<br>平成19年12月 当行執行役員営業推進部長<br>平成20年4月 当行執行役員営業統括部長兼資産運用サポート部長<br>平成20年6月 当行顧問<br>現在に至る | 0株                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当行株式<br>の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | 長手 務<br>(昭和19年6月10日生) | 昭和38年4月 神戸市職員<br>平成4年4月 同市須磨区副区長<br>平成9年4月 同市水道局総務部長<br>平成10年4月 神戸航空交通ターミナル株式<br>会社 代表取締役専務<br>平成14年4月 神戸市消防局長<br>平成16年4月 同市理事・危機管理監<br>平成17年3月 同市退職<br>平成17年4月 同市理事・危機管理監<br>平成19年5月 財団法人神戸市防災安全公社<br>理事長(現職) | 0株                 |

注1. 上記2名の監査役候補者につきましては、いずれも当行との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者長手務氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 長手務氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
  - (2) 長手務氏につきましては、長年行政に携わった経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 当行は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第44条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である長手務氏は、当行との間で、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・社外監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第42条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

#### 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了となります取締役永原修二、監査役細目正璋及び本總會終結の時をもって辞任されます監査役山井武雄の3氏に対し、株主の皆様のご賛同を得て当行役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、当行役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き株主の皆様のご覧に供しております。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                        |
|------|-------------------------------------------|
| 永原修二 | 平成16年6月 当行常務取締役<br>平成20年6月 当行取締役<br>現在に至る |
| 山井武雄 | 平成18年6月 当行常勤監査役<br>現在に至る                  |
| 細目正璋 | 平成16年6月 当行監査役<br>現在に至る                    |

以上

## 定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町 2丁目 1番 1号  
当行本店 9階会議室  
電話番号 078 331)8141(大代表)

### ●会場付近の略図

